

副 本

平成25年(東)第175号, 第1490号 和解仲介手続申立事件
申立人 ■■■■■ほか100名, ■■■■■ほか9名
被申立人 東京電力株式会社

直送済

回 答 書

(A1)

平成26年7月15日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 安藤武久先生
同 丸山裕司先生
同 義毛誠子先生

被申立人代理人弁護士 棚村友博



頭書事件について、A1世帯に関して提示された平成26年6月25日付け全部和解案(以下「本和解案」といいます。)について、以下のとおり回答します。

第1 回答

被申立人は、平成26年6月30日の進行協議期日及び同年7月2日付けご連絡の内容を踏まえ、本和解案について貴パネルの考え方を踏まえ慎重に検討いたしましたが、貴パネルより提示された平成26年3月20日付け和解案提示理由書に記載されている以下の点に係る本和解案の項目を除き、本和解案を受諾いたします。

- ① 本件事故当時、飯館村蕨平地区(居住制限地区)に住居を有していた申立人らの避難に係る精神的損害(中間指針第二次追補第2の1(1)(指針Ⅲ)②)の賠償として、平成28年4月～平成29年3月までの期間についての賠償を認めている点
- ② 本件事故発生後、蕨平地区に留まり続けた申立人について妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の精神的損害の増額をしている点

第2 理由

1 上記第1の①の点について

本和解案における上記第1の①の点は、居住制限区域に指定されている蕨平地区に生活の本拠としての住居を有していた申立人らについて、精神的損害の賠償対象期間について、帰還困難区域と同等の賠償水準を認めるものです。

蕨平地区は、平成24年7月17日の区域再編の際、計画的避難区域から、居住制限区域に再編されています。そして、中間指針第二次追補を踏まえて地元自治体と協議の上策定された平成24年7月20日付け経済産業省発表の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」によれば、賠償基準として、帰還困難区域に対する賠償と居住制限区域に対する賠償とで明確に差異が設けられております。

居住制限区域に指定されている蕨平地区に関し、実際にいつ帰還可能となるかについては、今後の放射線量の推移、除染の進行具合、避難指示の解除に係る各行政機関の政策的判断や帰還に向けての具体的な取り組みによっても影響されるものであるところ、現時点の状況を踏まえても、蕨平地区において、本件事故後6年間に経過する平成29年3月まで住民の帰還が困難である、などとは断定することができないというべきです（現時点は、本件事故から3年余が経過したにとどまります。）。

したがって、本件事故後6年間経過するまでに帰還が可能かどうか不明確である現時点において、申立人各世帯の個別具体的な事情を斟酌することなく、蕨平地区において、一律に帰還困難区域と同等の精神的損害の賠償を実施することは、中間指針第二次追補等に基づき、賠償金の算定方法に差異を設けている現行の賠償実務に混乱を生じさせ、迅速かつ公平な賠償実務の実現を阻害するおそれがあるものと思料いたします。

2 上記第1の②の点について

上記第1の②の点については、本件事故発生後、蕨平に留まり続けた申立人について、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうことに関する精神的苦痛に関する慰謝料として、妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の精神的損害の増額をするというものです。

上申書（平成26年4月4日付け）で述べましたとおり、低線量被ばくに関する科学的知見や実際のデータに照らせば、申立人らにかかる損害賠償を基礎付けるだけの具体的な権利侵害があったとはいうことができず、現時点で、個別具体的な事情を斟酌することなく、かかる精神的損害の一律に増額をすることについては、互譲の精神に基づく当事者間の和解の範囲を超えるものと思料いたします（なお、長泥地区の集団申立事件の和解案においては、同様の慰謝料の増額の和解案

が示されていますが、当該事案においても、同地区が帰還困難区域に指定されていること等にかんがみ、慰謝料としてではなく、あくまで解決金的性格を有する金銭給付として受諾したにとどまります。なお、同件は、帰還困難区域に指定された長泥地区の事案であり、本件とは基礎的事実が異なります。)

3 土地・建物等の財物損害の賠償について

なお、炭平地区に所在する土地・建物等の財物損害についてその価値減少率を全損と評価している点につきましては、上記1で述べたとおり、中間指針等を踏まえた公平かつ適正な賠償という観点からは、これを全損とする損害評価については受け入れることができません。

しかしながら、中間指針第四次追補に基づき、居住制限区域について移住することが合理的と認められる場合、帰還する場合の各々について住居確保に係る損害をお支払いすることを踏まえ、和解案尊重及び早期解決を図るとの観点から、本和解案についても、かかる住居確保損害を含む和解案として捉えて、本件限りの解決方法として、今後これとは別に中間指針第四次追補に基づく住居確保損害の賠償請求がなされたとしても、お支払い済みの分についてはご請求には応ずることができないことを前提として、貴センターの和解案を受諾することといたします。

4 その他の点について

帰還困難区域と同等の賠償については受け入れることができませんが、和解案尊重及び早期解決を図るとの観点から、本件限りの解決方法として、提示された金額を受諾いたします。

以 上